

長野県林業労働力確保支援センター機械施設貸付規程

(財) 長野県林業労働財団

(目的)

第1条 この規程は、(財) 長野県林業労働財団がレンタル業務用に設置する機械及び施設の貸付について定める。

(貸付手続)

第2条 認定事業主（以下「借受人」という。）がこの機械及び施設を使用しようとするときは、貸付条件等を理解したうえで機械施設借入申請書（様式1号）を長野県林業労働財団理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

2 機械の借受けに際し現地指導を行うアドバイザーの斡旋を希望する場合は、その旨を機械施設借入申請書（様式1号）に併記して提出する。

3 技能習得研修、功程調査等を目的として公的機関において使用する場合は、別途協議に基づき理事長が決定する。

(貸付け可否の決定)

第3条 理事長は、前条による申請を受理したときは、貸付けの可否及びアドバイザーを決定し、機械施設借受承認書（様式2号）により申請者に通知する。

(引渡し)

第4条 借受人は物件の確認をして引渡しを受け、引渡しを完了した日を起算日とし返還の日までを貸付期間とする。

2 借受人は借受けした機械及び施設を返還するときは使用実績報告書（様式第3号）を理事長に提出し、返還日には理事長の指示する次の借受人或いは理事長が指定する保管管理者の立会いのうえ引き渡すものとする。

(貸付対象者及び貸付期間)

第5条 貸付対象者及び貸付期間は別記のとおりとする。

ただし、理事長と借受者との協議により借受期間を更新することができる。

(物件の瑕疵)

第6条 物件の引渡しの時に、物件の性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、理事長が責任をもって完全な状態で引き渡すものとする。

(利用料)

第7条 この機械及び施設の利用料は別記のとおりとする。

(利用料の納付)

第8条 この機械及び施設の利用料は、貸付期間終了後14日以内に理事長の発行する請求書により納付しなければならない。

(費用負担)

第9条 貸付機械及び施設の借受けと返還に要する一切の費用は借受人負担とする。

(転貸の禁止)

第10条 借受人は借受けた機械及び施設を転貸してはならない。

(保管・使用)

第11条 借受人は借受けした機械及び施設の使用保管について、善良なる管理義務をもって管理し、遺憾のないようにしなければならない。

2 借受した機械の操作者（運転者）は高性能林業機械技能研修の修了者とする。

(滅失、毀損等)

第12条 借受人は借受けした機械及び施設を滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を理事長に報告し指示を受けるものとする。

2 理事長は機械及び施設について、車両保険、メンテナンス保険等へ加入する。

3 機械及び施設の返還までに生じた盗難、滅失、毀損等についてのすべての危険は借受人が負担し、これを復元するか若しくはその損害を賠償する。

ただし、保険事故として対象となる場合はこれを活用する。

4 通常の損耗、減耗については理事長の負担とする。

5 理事長は、理事長の承認を得て貸付物件の修理または部品の交換を行う場合であっても、その経費の1割を超えない範囲で負担を求めることができる。

(貸付機械及び施設の返還)

第13条 理事長は、借受人が次の各号に該当するときは、貸付した機械及び施設の返還をさせることができる

1 申請者に虚偽の記載があった場合。

2 この規程に定めた事項に違反した場合。

3 その他借受人に貸付不相当と認められる行為のあったとき。

(事業状況等の報告)

第14条 借受け人は、貸付機械の借受け時又は引渡し時には別に定める「借受け時・引渡し時月例点検表」により、借受期間中は別に定める「管理日誌・始業点検整備表」により、また、借受期間が1ヶ月以上となる場合は「借受け時・引渡し時月例点検表」により借受機械の確認、点検、整備及び管理を行うものとする。

また、借受人は、理事長の請求を受けたときは、保管及び事業状況等を報告する。

附則

1 この規程は、平成9年 4月25日から施行する。

2 この規程は、平成11年4月11日から施行する。

3 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成19年2月8日から施行する。

5 この規程は、平成19年9月12日から施行する。

6 この規程は、平成20年2月7日から施行する。

7 この規程は、平成22年4月1日から施行する。